明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（経済産業二）　一

〔告　示〕

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務八）　二

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同九）　三

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一〇）　六

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一五）　七

○円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六）　七

○トリブバン大学教育病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同一七）　八

○食糧援助に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同一八）　八

○保安林の指定をする件（農林水産七三）　九

○保安林の指定を解除する件（同七四、七五）　九

○保安林の指定施業要件を変更する件（同七六～八〇）　一〇

○都市計画に関する件（近畿地方整備局四）　一〇

○道路に関する件（同五）　一〇

〔人事異動〕

内閣　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

通　運

海事補佐人の登録（海難審判所）　一〇

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（神戸運輸監理部最低賃金公示一）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　三〇

省　令

○経済産業省令第二号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成二十六年経済産業省令第六十五号）の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第七条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

本則中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項」を「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第七条第二項」に改める。

別記様式の表面中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第5条第2項」を「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第7条第2項」に改める。

附　則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。